

山口県報

平成17年
9月13日
(火曜日)

目次

告示

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(道路建設課)……………一

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(五件)(砂防課)……………二

公告

契約の締結(学事文書課)……………六

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………六

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………七

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………七

契約の締結(物品管理課)……………七



山口県告示第四百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定により、県道山口宇部線四十八瀬川橋(仮称)橋りょう整備工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 県道山口宇部線四十八瀬川橋(仮称)橋りょう整備工事
- (一) 工事場所 吉敷郡小郡町大字上郷字福田村から同大字一ノ井出上小村までの間

(二) 工事の概要

1 上部工

構	造	延 長	道 路 幅 員
RCC固定アーチ形式橋りょう		二二五・六メートル	一〇・一メートル (車道七・〇メートル)

2 下部工

構	造	数 量
深礎杭基礎逆T式橋台		一基
直接基礎壁式橋脚		一基

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年九月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったものうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(一)の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 1 共同企業体協定書の写し
 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
 3 特定建設業の許可通知書の写し
 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成十七年九月十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法
 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月五日までに発送する。
- その他
 この審査についての問合せは、山口土木建築事務所(電話〇八三一九二一一〇七〇)とする。

山口県告示第四百九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第一工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 閑 成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第一工区)
- (一) 履行場所 防府市大字西浦、大字切畑及び大字台道地内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一〇〇件

二 入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十七年九月十二日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。
- 三 入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 1 共同企業体協定書の写し
 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所

防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二―三四八五）にすること。

山口県告示第四百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第二工区）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第二工区）

(一) 履行場所 防府市大字富海、大字牟礼及び大字江泊地内
(二) 業務の概要

業 務	内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査		一〇〇件

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コ

サルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十七年九月十二日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二―三四八五）にすること。

山口県告示第四百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第三工区）の契約に係る指名競争入札に参

加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第三工区）
- (一) 履行場所 下関市大字吉田及び大字吉田地方地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	七八件

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十七年九月十二日までに山口県知事はその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、下関土木建築事務所（電話〇八三一―三三―七一一〇）にすること。

山口県告示第四百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の十一第二項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第四工区）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第四工区）
- (一) 履行場所 長門市俵山地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	六五件

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で

構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十七年九月十二日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、長門土木建築事務所(電話〇八三七一一二二一九二

〇)とする。

山口県告示第四百九十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第五工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第五工区)

(一) 履行場所 萩市大井地内
(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	六三件

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十七年九月十二日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
 萩土木建築事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成十七年九月十三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法
 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年九月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、萩土木建築事務所(電話〇八三八―二二一〇〇四三)にすること。



(四八二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
 山口県立大学 山口市桜島三丁目二番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
 学生情報管理システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

四 落札者を決定した日
 平成十七年七月二十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
 大興電子通信株式会社 東京都新宿区揚場町二番一号

六 落札金額
 四百九十七万七千円

七 入札公告日
 平成十七年六月十日

八 その他

(一) 契約担当者
 山口県立大学長 岩田 啓靖

(二) 調達方法
 借入れ

(三) 落札方式
 最低価格

(四八三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十一月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日
 平成十七年九月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- | | |
|--------------|-------------|
| 名 称 | 青空 |
| 代 表 者 の 氏 名 | 河杉ふみ江 |
| 主たる事務所の所在地 | 防府市華園町七番一七号 |
| 三 定款に記載された目的 | |

心身障害者が地域社会において自立した生活を営むことができる環境を実現するため、社会的就労の場の確保及び自立生活支援に関する事業を行い、もって障害者が主役となって保護者及び地域と共に活動していくことができる場を創造すること。

(四八四) 土地改良事業の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の完了の届出がありました。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
柳井市新庄土地改良区	新庄畦田地区ため池の整備	平成一五、九、一八	平成一六、二、二〇
萩市	福栄地区用排水施設の改修	平成一六、五、六	平成一七、五、三一
柳井市	長野地区ため池の整備	平成一四、八、三〇	平成一六、三、三二
田布施町	梶屋地区ため池の整備	" 七、二九 "	" 二、二七 "
"	昭和地区ため池の整備	平成一五、一、二八	平成一七、六、二〇
平生町	大田下池地区ため池の整備	平成一四、一、一一	平成一五、三、二八
"	高須西地区ため池の整備	" 二、一六 "	平成一六、二、二〇

(四八五) 土地改良事業の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称 県営阿知須北地区ほ場整備事業(第二換地区)
- 二 工事完了の時期

平成七年五月十一日

事業の名称

県営阿知須北地区ほ場整備事業(第三換地区)

工事完了の時期

平成十年七月十六日

事業の名称

県営阿知須北地区ほ場整備事業(第四換地区)

工事完了の時期

平成八年七月十日

事業の名称

県営阿知須北地区ほ場整備事業(第五換地区)

工事完了の時期

平成十一年二月十六日

事業の名称

県営阿知須北地区ほ場整備事業(第六換地区)

工事完了の時期

平成十一年十一月九日

(四八六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十七年九月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地 出納局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量

財務会計システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成十七年七月二十二日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士通株式会社 川崎市中原区上小田中四丁目一番一号

六 落札金額

三千七百七十五万八千円

七 入札公告日

平成十七年六月十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

平成十七年九月十三日印刷
平成十七年九月十三日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)